

■助成金

最後に、23区内で壁面緑化に助成金を出している区を、H・Pで検索して、表にしてみました。

他にも助成金が出る区は有るかも知れないので、壁面緑化を試したい方は、区役所で確認してください。

	助成条件・対象	助成金額	助成金の 上限額	問合せ先		
世田谷区	<p>新に緑化する物で、つる性植物等で、1㎡以上緑化する場合</p> <p>条例等で定められた基準を超える部分</p> <p>公共団体やそれに準ずる団体、「住環境条例」の第3条が、適用される建物は対象外</p>	1㎡当り5,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	屋上緑化と合わせて500,000円	みどり政策課 03-5432-2282		
杉並区	原則として補助材を使用して緑化したもの	1㎡当り5,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	屋上緑化 ベランダと 合わせて 1,000,000円	みどり公園課 緑の事業係 03-3312-2111 (代)		
	緑化に使用する植物代・補助材代等					
渋谷区	<p>既存も含む、敷地面積300㎡以上の敷地に建てられた建物</p> <p>地方公共団体や、売却を目的とした建物は対象外</p>	1㎡当り2,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	100,000円	都市整備部 環境保全課 環境計画推進係 03-3463-1211 (内線)3522~4		
目黒区	<p>建物の壁面に1.0㎡以上を新に緑化した場合</p> <p>1,000㎡未満である事</p> <p>外壁から50cm以内で緑化する</p> <p>完成後5年以上保存し、枯れた場合は良好な状態に直す</p>	新植栽	はん型	2,000円/㎡	400,000円	都市整備部 みどりと公園課 みどりの係 03-5722-9359
			下垂型	4,000円/㎡		
			ハ 棚型他	20,000円/㎡		
			縁石設置	5,000円/m		
			補助器具設置	2,500円/㎡		
自動灌水装置設置	2,000円/㎡					
品川区	<p>1㎡以上の壁面緑化</p> <p>既存建物の壁面を新たに緑化する場合</p> <p>新築の際、建物の壁面を緑化する場合</p> <p>みどりの条例が適用されるものは、基準を上まわった部分</p>	1㎡当り15,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	300,000円	道路公園課 みどりの係 03-5742-6799		
	フェンス等補助資材					
港区	<p>10㎡以上の壁面緑化</p> <p>新たに壁面緑化する建物</p> <p>敷地面積250㎡未満の新築、及び既存の建築</p> <p>敷地面積250㎡以上で区の緑化基準を越え、さらに緑化を行う既存建築物</p> <p>敷地面積1,000㎡以上で都の緑化基準を越え、さらに緑化を行う既存建築物</p>	1㎡当り15,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	200,000円	港区各総合支所 地区活動推進課		
	敷地面積1000㎡未満の施設に関する緑化事業					
	区の緑化基準を満たしている事既に緑化されたものは対象外					
中央区	敷地面積1000㎡未満の施設に関する緑化事業 区の緑化基準を満たしている事既に緑化されたものは対象外	1㎡当り5,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	他の緑化と合わせて500,000円	公園緑地課 緑化推進係 03-3546-5438		

	助成条件・対象	助成金額	助成金の 上限額	問合せ先
千代田区	<p>全ての既存物</p> <p>新築及び改築で敷地面積250㎡以上1000㎡未満の建築物で、緑化基準を超える部分</p> <p>敷地面積250㎡未満の建物及び全ての既存建物</p> <p>補助器材の面積</p> <p>補助器材を用いない場合は緑化面積</p> <p>壁前植栽の場合は樹木1本当り1mとし、樹高を乗じた面積</p>	1㎡当り5,000円	100,000円	環境安全部 環境推進課 03-5211-4255
	<p>植栽基盤の整備に要した経費</p> <p>植栽の経費</p> <p>トレリス、防根ネット等の経費</p>			
文京区	補助支持資材を使用して、高さが3m以上で面積が10㎡のものの地方公共団体や、売却を目的とした建物は対象外	1㎡当り10,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	屋上緑化 ベランダ緑化 と合わせて 400,000円	みどり公園課 緑化係 03-5803-1254
台東区	<p>2㎡以上の壁面緑化</p> <p>既存で敷地面積1,000㎡未満の建築物</p> <p>新築・増改築で敷地面積300㎡未満の建築物</p>	1㎡当り5,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	200,000円	公園緑地課 03-5246-1323
北区	建物の壁面にフェンス等を設置し、つた等の植物で緑化した場合	1㎡当り5,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	200,000円	生活環境部 環境課 環境緑化係 03-3908-8618
葛飾区	<p>敷地面積が1,000㎡未満</p> <p>2㎡以上の壁面緑化</p> <p>補助材を用い(用いなくても可)つる性植物等で壁面を緑化する</p>	1㎡当り5,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	屋上緑化と 合わせて 300,000円	環境課 緑化推進係 03-5654-82
江東区	道路に面した壁面に補助器具を設置して、つる植物で緑化する	1㎡当り5,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	屋上緑化と 合わせて 300,000円	土木部 水辺と緑の課 みどりの係 03-3647-2079
横浜市	5㎡以上のもの	1㎡当り10,000円又は、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	屋上緑化と 合わせて 500,000円	横浜市環境創造局 環境活動推進部 環境活動事業課 045-671-3447
	多年性のつる植物で、1㎡当り3株以上植栽したもの			
川崎市	<p>つる性植物等により、建築物の壁面が幅5m以上のもの、又は緑化面積3㎡以上緑化するもの</p> <p>つる性植物等の購入経費</p> <p>支え材等資材の購入経費</p>	植栽延長1㎡当り、又は緑化面積1㎡当り20,000円、助成対象工事額の1/2の、いずれか小さい金額	500,000円	(財)川崎市 公園緑地協会 緑の推進課 044-711-6631

実際に助成金の申請を行う場合は、必ず事前に各市区町村の窓口にお問い合わせをし、最新の状況を確認してください。